

第 1918 回 定例研究会報告要旨（3月25日）

## 農村社会における中山間地域等 直接支払制度の受容過程 山形県の農村を事例として

（農村生活総合研究センター）荒樋 豊

「中山間地域等直接支払い制度」が平成 12 年 4 月に動き始めた。この直接支払い制度は、傾斜地など生産条件の不利性を補うことによる地域農業の維持を目指して、対象農地に対して国が直接に交付金を交付する制度であり、農業生産の舞台である集落が重視されている点に特徴がある。

本報告では、まずこの中山間地域等直接支払い制度を概観し、その後一つの農村地域をとりあげ、この制度の導入をめぐる町行政および当該地域社会の動きをトレースしながら、制度的な課題と今後の可能性を検討する。先取りして言えば、本事例から指摘できることは、幅広の住民合意を得た形での地域ぐるみ的な受入れが行なわれるならば、共益費活用の道を拡張し、農地の保全というレベルにとどまらず、地域農業の発展に寄与する可能性を有している点である。

事例地である山形県川西町は、稲作を基幹とする農村地域である。直接支払い制度の対象となるのは、町内の傾斜地を抱える東沢地区である。この地区の受け入れ状況を一言でいうならば、小さな範囲でばらばらに受けるのではなく、共益費を 50% として、多くの協力者を得て幅広の活動が期待できるとの観点から地区全体で受容した。この地区は複数の自治会をカバーする範囲であり、小学校区の範囲である。各自治会を傘下に置く地域全体の運営を担う協議会組織が形成されている。この協議会に関係させ、他方末端の実行組合とも結びあう形で、地区農地管理組合を受け皿として設立した。

事例地における受け入れの特徴は、次の通りである。東沢地区は既存の自治会という枠を超えて、小学校区単位での地域活性化活動が熱心に取り組まれているところである。とりわけ、社会教育的な活動への住民の結集性は顕著なものがある。これらの諸活動を支えるべく多種多様な組織が形成され、それらは従来の地域組織とのリンケージをとっていることも特徴である。

このような広域での受け入れは、関係する耕作者だけでなく、多様な地域住民の関与の可能性が高まり、他方でいわゆる「むら」のしがらみを一定程度回避することが可能になる。しかしながら、受入れ条件が相当に整備されたこの事例においても、必ずしも「うまく機能」するかどうか不確かな側面のあることを指摘しておきたい。

それは、支払い対象者集団と自治的組織とのズレの問題である。共益費の使途に差異が生じる。対象農地の耕作者は、個別的な農業用の利用を望み、住民サイドは地域づくりへの寄与を期待している。さらに地域づくりといっても性・年齢により関心が異なる。これら、いくつかの溝を埋めながら、合意を如何に図るかが地域づくりに向けた直接支払い制度活用の大きな課題である。とはいえ、一般に、関係する耕作者内で使途が検討され、地域づくりに必ずしも関係しないケースが少ない中で、本事例において工夫された地域住民組織の組み合わせの努力、多様な住民のアイデアの収集等は、直接支払い制度の普及に当たって興味深い手法と思われる。

なお、詳細な事例報告は、(財)農政調査委員会編『中山間地域等直接支払制度と農村の総合的振興策に関する調査研究( )・( )』(昭和 13 年 3 月、平成 14 年 3 月)において行っている。